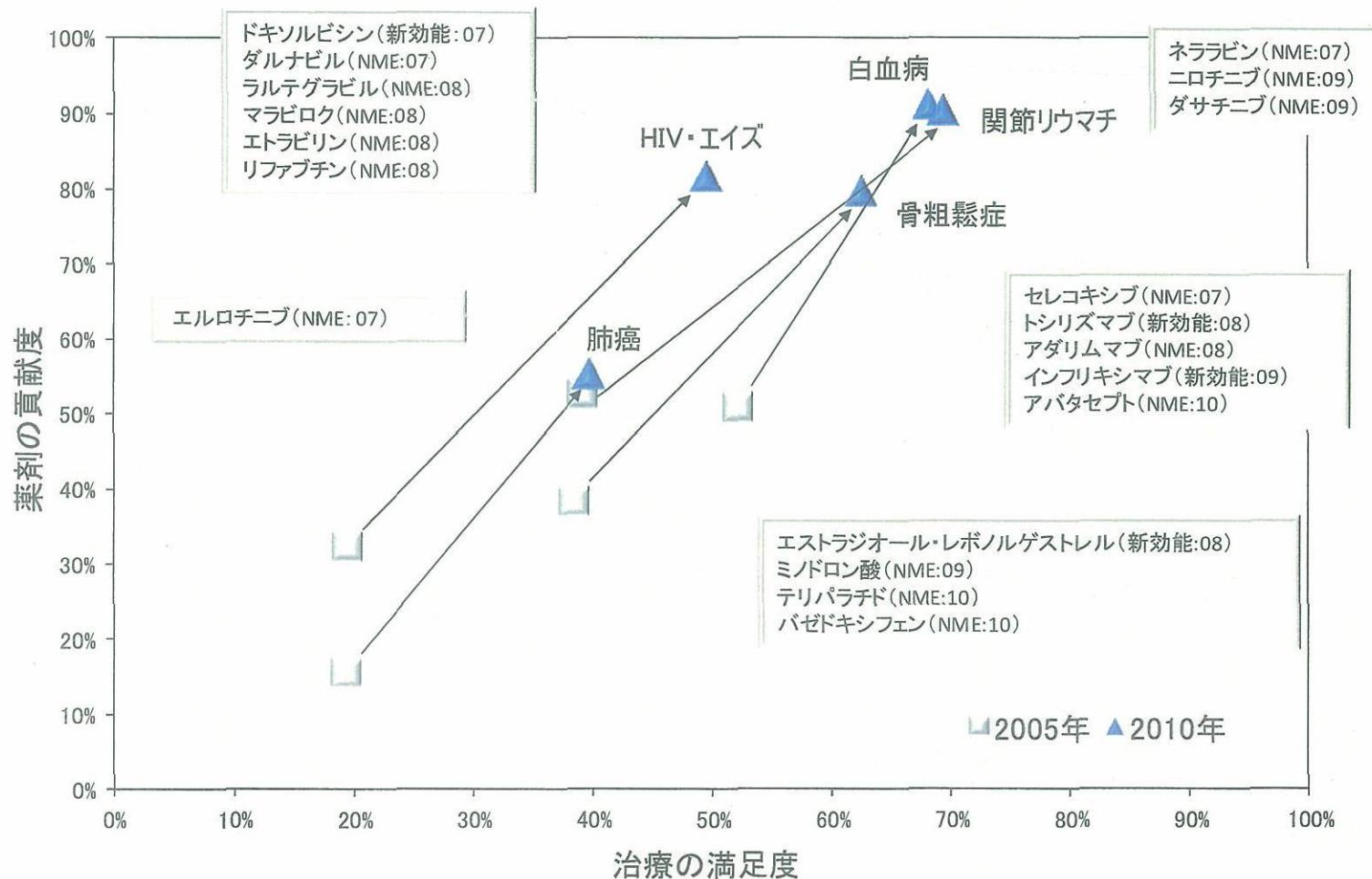


## 【参考】製薬産業の取組み事例①

### 薬剤貢献度上昇度上位5疾患と承認品目(06-10)



注:新有効成分含有医薬品および新効能医薬品。数字は承認年。

出所: (財)ヒューマンサイエンス振興財団「平成17年度国内基盤技術調査結果報告書—2015年の医療ニーズの展望ー」、  
「平成22年度国内基盤技術調査結果報告書—2020年の医療ニーズの展望ー」の調査結果およびPMDA公表資料をもとに作成。  
出典: 医薬産業政策研究所「アンメット・メディカル・ニーズに対する医薬品の開発・承認状況」政策研ニュースNo.34 (2011年11月)

## 【参考】製薬産業の取組み事例②

国が開発を公募もしくは要請した未承認薬・適応外薬への対応

### ○第1回要望(186件)

⇒ 開発意思の申し出や開発着手・公知申請が進められるなど、全て対応中。

### ○第2回要望

⇒ 本年4月に80件の公募・要請がなされたところ。今回も適切に対応していく。

### 第1回アジア製薬団体連携会議

～アジアに住む者が、アジアの中から、アジアを変えていく～

【開催日時】

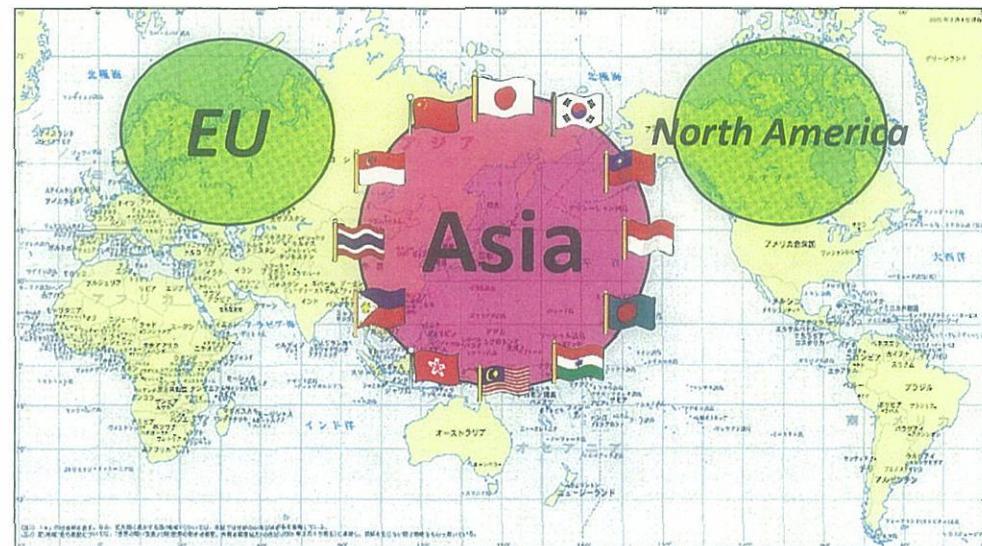
2012年3月16日

【ミッション】

革新的な医薬品をアジアの人々に速やかに届ける

【参加団体】

日中韓印など、アジアにおけるIFPMA加盟12製薬団体



# 【参考】各国の法人税率の引下げ、研究開発減税拡充の動き

~	法人所得の実効税率	法人税の引下げ等の動き	研究開発税額控除率			研究開発減税の拡充の動き
			税額控除率（【】は中小企業の特例）	控除上限	繰越期間	
日本	38.01% (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> <li>12年4月より、法人税を30%から25.5%に引下げ。</li> <li>復興増税として臨時増税(定率付加税10%)。</li> <li>15年4月からは、実効税率35.64%の予定(東京都)</li> </ul>	$\text{総額} \times 8\%-10\% \quad [ \text{総額} \times 12\% ]$ $+$ $\begin{array}{l} \text{増加額} \times 5\% \\ \text{又は 売上高の} 10\% \text{を} \\ \text{超える額} \times \text{一定割合} \end{array}$	$\begin{array}{l} \text{本体: 税額の} 20\% \\ \text{上乗せ: 税額の} 10\% \\ (\text{合計で最大} 30\%) \end{array}$	09年・10年に限り、11年・12年までの繰越可(通常は1年)	
アメリカ	40.8%	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税改革案発表。最高税率35%→28%へ</li> <li>製造業25%以下へ</li> </ul>	基準超過額×20% 又は、(研究費-直近3期の平均研究費の50%)×14%	税額の75%	20年	10年9月、経済対策として、制度全体の恒久化、制度の一部の控除率を14%から17%に引き上げることを発表(今後10年間で1,000億ドルの減税)。
フランス	36.1%	-	総額×(30%-5%)	なし	3年 (残額は還付)	08年より、それまでの総額型と増加型の組合せから、総額型一本にし、控除率を10%から一部30%に引上げ。
ドイツ	29.4%	-	-	-	-	-
イギリス	24%	<ul style="list-style-type: none"> <li>08年4月より、法人税を30%から28%に引下げ。</li> <li>11年4月より、法人税を26%に引下げ。</li> <li>13年4月より23%、14年4月より22%に引下げ予定。</li> </ul>	$\text{総額} \times 7.2\% \text{相当}$ $[ \text{総額} \times 30\% \text{相当} ]$	$[ 750 \text{万€} (\text{中小企業のプロジェクト毎}) ]$	無期限	08年より、割増控除率を引上げ。 (大企業:125%→130%、中小企業:150%→175%) さらに中小企業では、200%(11年4月～)、225%(12年4月～)へと引上げ。 12年度財政法案では、大企業対象に現在制度からabove the line credit制度への変更があげられている。
中国	25%	<ul style="list-style-type: none"> <li>08年1月より、法人税率を33%から25%に引下げ。</li> <li>ハイテク企業に対しては、15%の軽減税率を適用。</li> </ul>	総額×12.5%相当	なし	5年 課税所得<追加損金算入額の場合のその損失額の繰越>	08年1月より、研究開発費について、50%の割増控除を創設。
韓国	22%	<ul style="list-style-type: none"> <li>09年1月より、法人税率(国税)を25%から22%に引下げ。</li> </ul>	$\text{総額} \times (6\% \text{ or } 3\%) + (\text{研究費} / \text{売上高}) \times 50\% \text{のいずれか低い割合} \% < \text{又は} 20\%^{**} >$ $[ \text{総額} \times 25\% < \text{又は} 30\%^{**} > ]$	$\begin{array}{l} \text{又は} \\ \text{増加額} \times 40\% \\ [ \text{増加額} \times 50\% ] \end{array}$	なし	10年より、特定の先端技術開発費に対しては、通常、3%～6%の税額控除率のところ、20%に拡充。 12年度予算では、PIC制度として、研究費の400%損金算入があげられている。(40万\$が上限、それを超える場合は150%損金算入)
シンガポール	17%	<ul style="list-style-type: none"> <li>08年4月より、法人税率を20%から18%に引下げ。</li> <li>10年には、さらに17%に引下げ。</li> </ul>	総額×25.5%相当	-	-	11年より、「生産性・イノベーション控除」として、研究開発費について250%の割増控除を創設。

2012年4月20日作成

## 【参考】英国の法人税率の引下げ、研究開発減税拡充の動き

### ① 法人税率の低減

2011年4月から28%から27%に引き下げられる予定であったが、前倒しで26%へと引き下げられ、更に2014年までに22%に引き下げられる予定。

### ② 研究開発減税 (R&D tax credit)

当該研究開発費に関する控除率が、2008年4月から130%に引き上げられた。中小企業(従業員500名未満)においては、2008年4月から175%、2011年4月から200%、2012年4月から225%に引き上げられた。

### ③ 研究開発減税 (Above The Line credit 制度)

2013年4月までに、現行制度(割増償却制度)から変更予定。PLの税引前利益の段階で計上されることとなり、最低の控除率は9.1%に相当する予定。

### ④ Patent Box 制度 (特許収入に対する優遇税制)

特許に起因する利益に対する法人税率を10%とする(2013年4月1日から適用)  
ロイヤルティーと販売価格の両方に含まれる利益に適用する

- ・革新的なハイテク企業のための重要な税制
- ・特許を活用している多様な企業に恩恵を与える
- ・英国への投資を促進し革新的なビジネスを促進させる
- ・英国で付加価値の高い仕事や活動を行なう企業を奨励・誘致する